

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 (教育学)	氏名	坂 本 達 也
学位授与の要件	学位規則第4条第1・2項該当		
<p>論 文 題 目</p> <p style="text-align: center;">教育者に求められるケアリング倫理に関する研究 ーパターンリズムを巡るケアリング論への批判的検討を通してー</p>			
<p>論文審査担当者</p> <p>主 査 教 授 丸 山 恭 司 審査委員 教 授 山 田 浩 之 審査委員 教 授 曾 余 田 浩 史 審査委員 准教授 杉 田 浩 崇</p>			
<p>〔論文審査の要旨〕</p> <p>本論文は、ケアリングに基づきながらもそれがパターンリスティックな側面を助長しかねないという矛盾に教育者はどのように向かいうのかを、ケアリング倫理上の問題として設定し、いかに矛盾の回避が可能であるかを探求した研究である。</p> <p>ケアリングが教育者に倫理として要請されるようになった背景の一つに、ケアリング論による正義論への批判が挙げられる。ケアリング論は、関係性の重視をその理論の基盤としながら、ロゴスに高い価値を置く思想を批判の対象にし、その思想の前提を疑ってきた。しかしながら同時にケアリング論は「あなたのため」という志向を前提とする関係性をその理論の基盤とするがゆえに、批判の対象としてきたパターンリズムを内包するという自己矛盾を抱えていることが指摘されてきた。さらにそれらが教育の名の下で介入を許しうるものであるがゆえに、教育学においても重要な問題として検討され、すでに先行研究では学習者の他者性を強調することで回避の方法が示されてきた。しかし、他者の尊重という方向性は教育の不可能性を強調することとなり、教育の放棄を含意しかねない。教育を放棄しないために、「ケアリング」に基づきつつも、それがパターンリスティックな側面を助長しかねないという矛盾を回避する手立てを教育者はいかに持つことができるのか。本研究はこの問いに答えるために、パターンリズムを巡るケアリング論を批判的に検討することを課題とした。</p> <p>本論文は、6つの章から構成されている。</p> <p>まず、序章では、先行研究が整理され、問題の所在、研究の方法、本研究の見取り図が述べられた。</p> <p>続いて第1章では、ケアをめぐる議論の思想的系譜が概観された。メイヤロフとギリガンのケア論が整理され、ケアリング論として教育学にケア論的転回がもたらされた前提的背景が確認された。</p> <p>第2章では、近代教育思想の文脈にケアリング論を位置づけることで、その教育学的特徴</p>			

が確認された。特に、ペスタロッチーの「居間の教育」思想との関連とノディングズが展開したケアリング論の特徴、そしてその倫理的特質が明らかにされた。

第3章では、「ケアリング」とパターンリズムの関係に焦点を当てることにより、ケアリング論それ自体が批判的に検討された。まず、パターンリズムの一般的理解として法哲学における議論と応用倫理学における議論が整理され、子どもの権利との関わりにおいていかにパターンリズムが解決の難しい問題と捉えられるのかが示された。続いて、パターンリズムをめぐる議論におけるケアリング批判と、ケアリング論からの批判への応答が整理された。特に、ノディングズによる応答として論じられたニーズ論が検討され、そのケアリング論としての意義と限界が明示された。

第4章では、ノディングズのニーズ論の限界を乗り越える理論として、モルの「ケアのロジック」が取り上げられ精査された。パターンリズムと「ケアリング」は二項対立的に捉えることはできないのであり、介入という状況でパターンリズムと「ケアリング」がどのように重なりうるのかがモルの論を検討することによって明らかにされた。

最後に、終章において、教育者に求められるケアリング倫理として、時間軸を取り入れた捉え方の重要性が示唆された。

本論文は次の3点において高く評価できる。すなわち、第一に、教育学におけるケアリング論の思想系譜をケア論ならびに近代教育思想史に位置づけて明示したこと、第二に、ケアリングとパターンリズムを二項対立的に捉えることのできないことを理論的に明らかにしたこと、第三に、教育者に求められるケアリング倫理として「にも拘わらず関わっていく」という暫時的介入のあり方を提案したことである。本研究は、思想的理論的研究であり、いまだ抽象論にとどまっていることは否めない。個々の教育者が個別の具体的状況において、提案されたかたちでケアリング倫理を実現しうるのかは不明なままである。その規準に関わる更なる研究が求められるところである。この限界をもってしても、ケアリング倫理をめぐる議論の今後の方向性を示唆した意味でも十分に意義ある研究であると判断される。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（教育学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

令和6年2月13日